

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第59号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～30 略				別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～30 略			
31 土木事務所				31 土木事務所			
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
1～17 略				1～17 略			
18 下水道法関係 事務 法…下水道法	(1) 損傷を受けた公共下水道等の施設に関する工事に要する費用を負担させること。（法18条、 <u>25条の18</u> 、31条）	略		18 下水道法関係 事務 法…下水道法	(1) 損傷を受けた公共下水道等の施設に関する工事に要する費用を負担させること。（法18条、 <u>25条の10</u> 、31条）	略	
	(2) 公共下水道台帳等を調整し、及び保管すること。（法23条1項、 <u>25条の18</u> 、31条）				(2) 公共下水道台帳等を調整し、及び保管すること。（法23条1項、 <u>25条の10</u> 、31条）		
	(3)・(4) 略				(3)・(4) 略		
19～26 略				19～26 略			
32 略				32 略			

附 則
この規則は、公布の日から施行する。